

<今号の内容>

1. 厚生労働省「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(第 13 回)

～障害福祉サービス等従事者の人材確保・処遇改善、横断的な事項について検討～

11 月 27 (木)、第 13 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催された。

本検討チームでは、今年 12 月に報酬・基準に関する基本的な考え方を整理する予定としており、第 7 回よりサービス毎(各論)の検討が行われている。

今回は、障害福祉サービス等従事者の人材確保・処遇改善、横断的な事項について検討が行われた。事務局による資料説明の後に、項目ごとの協議となった。

(1) 障害福祉サービス等従事者の処遇改善

○福祉・介護職員等処遇改善加算に係る論点

福祉・介護職員処遇改善加算について、処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乗せ評価を行うことについて、どう考えるか。

<アドバイザーからの意見等(主なもの)>

- ・福祉分野は、他産業と比較して賃金が低いと言われているが、加算を行うことでどの程度の改善が見込まれるのか。また、障害福祉サービスを提供する事業所が増加し、若年層の従事者数も増えている一方、有資格者の数が増えない理由はどういうことが考えられるか(野澤アドバイザー)。
→(厚生労働省)平成 21 年度、福祉・介護職員の給料を月額平均 1.5 万円引き上げ、平成 24 年度からは特別加算を創設している。今回はそれに上乗せして加算することを検討している。改善結果について、事後調査で把握するよう考えている。
- ・処遇改善加算の算定状況を見るとその結果は低く、今後も継続することが必要と考える。そして、今回新設する加算は、よりハードルを高く設定し、全体のレベルアップを図ることをねらいとしていると考える。よって、今後は、従来の加算Ⅱや加算Ⅲは減額し、新設の加算額を増やすことを検討してもよいのではないか(平野アドバイザー)。
- ・現在の加算算定率をふまえて、より高みをめざす仕組みづくりが必要となる。定量的要件は、あくまで基準であるので、各法人・事業所は独自にそれらの要件を超える取り組みを行うべきと考える(萩原アドバイザー)。
- ・処遇改善加算にかかる定量的要件について、専門性の高い職員を確保するためにも、さらに厳しい要件が必要ではないか。一方、従事者には、専門性ととともに当事者性も

求められるので、質を論じる場合はこの2点が必要となる（野澤アドバイザー）。

- ・加算の新設には賛成する。現在、定量的要件では、所定の取り組みのうち1つ以上について、その内容・費用を周知することが必要とされているが、本来ならば、もっと多くの項目について取り組むことが必要ではないか（沖倉アドバイザー）。

○福祉専門職員配置等加算に係る論点

良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、福祉専門職員配置等加算の要件を見直すことについて、どう考えるか。

＜アドバイザーからの意見等（主なもの）＞

- ・専門職加算について、常勤の社会福祉士等資格保有者の割合が25%以上の事業所を評価しているが、この25%という数字が逆に足枷になっているのではないかと。専門職の数を増やすのであれば、基準を1/3以上にあげることも検討してはどうか（平野アドバイザー）。

（2）横断的事項について

○地域区分に係る論点について

今般の地域手当の見直しを受け、障害者サービス及び障害児サービスに係る地域区分について、介護、保育等の対応を踏まえつつ、見直すことについてどう考えるか。また、これらの施行における経過措置についてどう考えるか。

＜アドバイザーからの意見等（主なもの）＞

- ・今回の見直し案は、1級地の上乗せ割合を20%にしているが、これほど高い地域差をつけることはいかかなものか。地域が衰退する中で、地域間の再配分とは逆の動きになるのではないかと（野澤アドバイザー）。
- ・前回の地域区分の見直しの際、激変緩和のため4年間で調整を行うこととしている。平成27年に新たな見直しを行う場合、前回の緩和措置が終わらないまま、基準を変えることとなる。よって、前回の移行措置が終了してから、新しい仕組みに変更すべきではないかと（平野アドバイザー）。

○視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る論点

意思疎通が困難な者に対する支援について、生活の場におけるコミュニケーションの支援を行うことについてどう考えるか。

施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助について、意思疎通に関し専門性を有する者を配置することについてどう考えるか。

＜アドバイザーからの意見等（主なもの）＞

- ・コミュニケーション支援は障害を有する当事者の希望につながると考えるので、積極的に行うべきと考える（野澤アドバイザー）。

- ・障害者総合支援法において全障害が対象となったことで、重度障害者の行き先は増加したが、実際の処遇は難しいと言われている。重複障害者に対する処遇とともに安全な生活の場の確保を含めて向上をはかるべきと考える（平野アドバイザー）。

○送迎加算に係る論点

都道府県ごとに算定基準が異なる現状を踏まえ、現行の送迎加算の算定要件についてどう考えるか。

送迎加算は、基本報酬で評価している以上の送迎実態を評価することを目的としている一方で、基金事業で都道府県独自の基準を認めていた場合はその基準の適用が可能となっているが、今後の取扱いについてどう考えるか。

＜アドバイザーからの意見等（主なもの）＞

- ・送迎加算の算定要件について3点あげられているが、都市部と地方では状況が異なる。都道府県の実情に応じた柔軟な運用が必要ではないか（平野アドバイザー）。
- ・都道府県による独自基準を設けている県は28か所となっている。これ以外は、国基準で実施している。国基準をスタンダードとしながらも、地域の実情に応じて、要件緩和ができるようなケースを増やしていくことが重要ではないか（井出アドバイザー）。
- ・移動にかかるニーズは個人差が大きく、最終的には個別給付が望ましいと考える（野澤アドバイザー）。

○栄養マネジメント加算に係る論点

管理栄養士の配置状況を踏まえ、経過措置の延長の必要性について検討するべきではないか。

＜アドバイザーからの意見等（主なもの）＞

- ・管理栄養士のマネジメントがサービス利用者の健康に寄与するケースは多い。とくに、医療サービスを必要とする利用者にとって、退院後の栄養管理にかかる支援は重要であるとする（沖倉アドバイザー）。
- ・栄養ケアマネジメントは重要であるとする。施設利用者に対する栄養スクリーニング・アセスメント結果を活用した個別栄養ケア計画の作成割合が50%という状況は、低いと考える。障害者にとって、食事に対するニーズは大きいと、相応の対応が求められる（野澤アドバイザー）。

○食事提供体制加算に係る論点

平成27年3月末で経過措置の期限が切れることを踏まえ、今後の加算の取扱いについてどう考えるか。

＜アドバイザーからの意見等（主なもの）＞

- ・低所得者を対象とした食事提供体制加算は、経過措置でなく恒久化が必要になるのではないかと考える（沖倉アドバイザー）。

- ・食費（材料のみ）が自己負担となり、利用者からは不安の声があがっている。食事に対する利用者ニーズは高いが、それを誰が負担するかは継続的な議論が必要ではないか（野澤アドバイザー）。
- ・食事については、所得に応じた負担が必要であると考え。その上で、財源を別のサービスに活用するような仕組みの方が重要ではないか（井出アドバイザー）。

○補足給付に係る論点

論点① 基準費用額の水準について、どのように考えるか。

論点② 補足給付の算定における平均的な家計における一人当たりの支出額の経過措置について、どう考えるか。

<アドバイザーからの意見等（主なもの）>

- ・生活にかかる費用を利用者負担にした場合、実際に生活できない事態が生じるため、補足給付がある。一方、補足給付によって、在宅よりも施設サービスの方が得であるという間違ったメッセージにもつながる可能性がある。地域で生活するという考え方を含めて、全体的な視点で考えるべきではないか（野澤アドバイザー）。
- ・補足給付について、現行の経過措置がなくなった場合、食費・光熱水費の負担は千円から2.1万円にあがることになるという試算がある。その場合、別の所得補償を検討すべきであるため、別途の議論が必要ではないか（井出アドバイザー）。

次回は（第14回）の日程は調整中。

当日の資料は、下記URLに掲載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000066633.html>

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員(メールニュース配信希望者のみ)